

令和3年10月21日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の休業の取扱いについて

皆様におかれましては、市立学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、現在、学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合、濃厚接触者等の特定のため、一時的に学年全体の臨時休業を行っているところです。

しかしながら、保健所による疫学調査が迅速に実施される中で、感染者の拡大も確認されていないことから、次のとおり休業の取扱いを変更いたしますので、ご承知おきいただきたくお知らせします。

各学校園におきましては、引き続き感染防止対策を講じたうえで教育活動を継続してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますとともに、ご家庭内におかれましても、感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況については日々変化しているため、今後、取扱いに変更が生じる場合は、改めてお知らせ致します。

1 学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の休業の取扱いの変更について

- (1) 児童生徒に感染者が確認された場合、保健所による疫学調査を行ったうえで、濃厚接触者が特定された時点で、それに起因する集団（学級、部活動、児童ホーム等）を一時的に休業します。

ただし、市立幼稚園、あまよう特別支援学校、成良中学校琴城分校については、学校園の活動状況等を勘案し、従前のとおり感染者が確認された段階で全体の臨時休業を行うこととします。

- (2) 市立学校園の教職員に感染者が確認された場合は、他学年への影響がある可能性から、感染者が確認された段階で学校全体の臨時休業を行います。その他学校関係者（日常的に出入りする業者等を含む）に感染者が確認された場合は、状況により判断します。
- (3) 一時的な休業の解除は、その濃厚接触者の陰性が確認された段階で速やかに行います。
- (4) 一時的に休業になった集団に属する生徒は、その期間中は部活動へ参加できないこととします。また、部活動が一時的に中止になった場合は、当該部員は授業をはじめ学校活動の出席を停止するものとします。
- (5) 一時的に休業になった集団に属する児童は、その期間中は児童ホーム・こどもクラブへ来所できないこととします。また、児童ホーム・こどもクラブが一時的に閉所になった場合は、当該利用児童は授業をはじめ学校活動の出席を停止するものとします。
- (6) 上記の取扱いを原則とする中で、それぞれの状況に応じて、臨機応変な対応に努めます。

2 休業の取扱いの変更時期

上記変更後の取扱いについては、令和3年10月22日(金)から適用するものとします。

以 上

【各お問い合わせ先】

感染予防に関すること	保健体育課	06-4950-5677
市立小中学校の運営に関すること	学校教育課	06-4950-5685
市立幼稚園の運営に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立高校の運営に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立特別支援学校の運営に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
障害のある児童生徒に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
学校給食に関すること	学校給食課	06-4950-5675
中学校弁当に関すること	中学校給食担当	06-4950-5680
生徒指導相談に関すること	いじめ防止生徒指導担当	06-4950-5787
教育相談に関すること	こども教育支援課	06-6409-4995
部活動に関すること	保健体育課	06-4950-5677
児童ホーム・こどもクラブに関する こと	児童課	06-6489-6936